

主要事業評価シート(第1次実施計画/H29・30・R1年度)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部
	17051	高齢者タクシー料金助成事業	課名	長寿健康課 高齢者支援G
	施策の大綱	02:健康で生きがいを持てる暮らしの充実	財務	会計
	基本施策	03:高齢者の地域生活支援の充実	科目	01:一般会計
	施策の方向	03:高齢者の生活と生きがいづくりの支援	項目	03:民生費
戦略プロジェクト	-	目	01:社会福祉費	
事業予定期間	H 19 ~ H 30 年度	主な根拠法令要綱等	亀山市タクシー料金助成事業実施要綱	

② 目的・概要	対象	満75歳以上の人
	目的	高齢者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することで外出支援を行い、高齢者の自立生活を支える。
概要	満75歳以上の希望者に対して、タクシー券を交付する。 現行制度での運用は、平成30年度限りとし、事業の抜本的な見直しを行う。	

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
③ 事業の計画・実績	年度計画	○タクシー料金助成 助成額: 10,000円/年 交付者数(見込み): 4,300人	○タクシー料金助成 助成額: 10,000円/年 交付者数(見込み): 4,300人		
	年度実績	○タクシー料金助成 助成額: 10,000円/年 交付者数: 3,747人	○タクシー料金助成 助成額: 10,000円/年 交付者数: 3,571人		
事業費	計画額	事業費	24,000千円	24,000千円	0千円
		国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	予算額	事業費	21,000千円	20,793千円	0千円
		国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	決算額	事業費 ①	19,002千円	18,051千円	0千円
		国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
人件費	一般財源	24,000千円	24,000千円	0千円	
	事業費	21,000千円	20,793千円	0千円	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
総人件費 ②	一般職員	1,613千円	1,634千円		
	所要人員	0.21	0.21		
	臨時職員等	0千円	0千円		
	総コスト(①+②)	20,615千円	19,685千円		
	受益者負担率	0.0%	0.0%		

				平成29年度	平成30年度	令和元年度
④ 指標	①	名称	交付率	計画値	66	66
			交付者数/対象者数	実績値	62	58
				単位	%	%
	②	名称	利用率	計画値	55	55
			決算額/交付額	実績値	50	49
				単位	%	%
③	名称		計画値			
			実績値			
			単位			

⑤ 事業の改善	前回評価	<p>【前回評価の対応方針の概要を記入】</p> <p>事業継続において、一般車両への乗車が困難な要介護度の高い方や重度障がい者への助成の必要性はあるものの、満75歳以上の全ての高齢者への助成については、高齢化がますます進むこと(市費支出の自然増等)への対応、収入や生活状況、居住地等の違いによる不公平感の払拭などさまざまな課題があり、見直しが必要となっている。</p>
	改善行動	<p>【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】</p> <p>平成30年度においては従前と同様の交付を行い、使用方法等も変更しなかったが、乗合タクシーの実施に伴い、登録者を増加させ方策を産業振興課とともに検討し、乗り合いタクシーへのスムーズな移行を目指し、事業を1年間延長した。</p>

		評価	(判定)
⑥ 事業の評価	活動	<p>【計画どおりに実施できたか】</p> <p>タクシーの交付については、市広報等で周知をするとともに、75歳到達者には高齢者タクシー券について個別に通知し、制度の周知を行った。満75歳以上の希望する高齢者3,571人に10,000円のタクシー券を交付した。</p>	<p>B</p> <p>まずまず実施できた</p>
	成果	<p>【成果は順調に上がったか】</p> <p>タクシー券の交付率は全体で52.98%(高齢者58.02%、障がい者27.71%)で対前年比2.37%の低下であった。高齢者の利用率も48.99%と低下した。昨年に比べ利用率が低下していることから、タクシー券を必要としない方にも交付していることが把握できた。</p>	<p>B</p> <p>まずまず成果を得た</p>

⑦ 今後の対応方針	課題	<p>【課題は何か】</p> <p>市民の日常生活における交通手段をタクシー料金助成事業で対応していくことには限界があり、公共交通(乗合タクシー)が整ったうえで、心身等の事情により乗合タクシーに乗車ができない方々をどのように補っていくかを検討していく必要がある。</p>	<p>今後の方向性</p> <p> <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> その他 </p> <p>【その他の場合、その内容を記載】 健全な高齢者は原則として、乗合タクシー制度に移行する。</p>
	対応	<p>【課題に対し、どのように対応するか】</p> <p>個々の心身等の事情により、乗合タクシーに乗車できない方については、福祉有償運送などの複合的な支援も考慮しながら、個別に対応する。その中で、タクシー券の交付については、ご本人やご家族及びその支援者から心身等の状況を申告いただき、審査した結果、交付を決定する方向で進める。</p>	
	効果	<p>【対応することで、どのような効果が期待できるか】</p> <p>個々の心身等の事情に配慮したうえで、各々の高齢者に応じた外出支援を行うことができる。</p>	
対応時期		令和元年度	

【1次評価者】	健康福祉部 長寿健康課 高齢者支援グループリーダー 梅田 全志
【最終評価者】	健康福祉部 長寿健康課長 高嶋 美季

(参考:前期基本計画期間(H29-R3)における評価履歴)

		H29	H30	R1	R2	R3
判定	活動	B	B			
	成果	B	B			